

緊急通報システム事業

一人暮らし等の高齢者の方が安心して生活できるよう
緊急時の通報システムを設置します！！

○事業内容 家庭内で急病・事故等の緊急事態に発生したとき、緊急通報装置を用いて委託業者へ通報することにより、通報内容に応じて、救急車の手配等を行います。

○対象者 ①概ね65歳以上の一人暮らし高齢者及びねたきり高齢者若しくは、これに準ずると町長が認めた者を抱える高齢者のみの世帯
②一人暮らしの重度身体障害者等
③その他特に町長が必要と認める者

○委託業者 アイネット株式会社

○利用料 前年度所得により、利用料金を決定します。

介護保険利用者負担	所得段階	手数料（月額）
第1段階	市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者または生活保護受給者	0円
第2段階	市町村民税世帯非課税かつ合計所得金額と課税年金収入額をあわせた額が年間809,000円以下の者	400円
第3段階	市町村民税世帯非課税かつ合計所得金額と課税年金収入額をあわせた額が年間809,000円を超える者	800円
第4段階	市町村民税課税世帯に属する者	1,200円

（電話の基本料、通話料は利用者負担となります。）

○利用料の徴収

利用料の徴収につきましては、原則口座振替となります。

※利用料金は、毎年4月末日・8月末日・12月25日に指定口座から引き落としとなります。（口座振替日が土日祝日の場合、翌営業日）

○貸与品 ※固定電話型か携帯電話型を選択できます。（裏面参照）

（固定電話型）

- ・緊急通報装置
- ・ペンダント式非常押しボタン（※紛失の際には実費負担となります）
- ・火災センサー（※熱感知器をコンロ設置場所の天井に設置します。）

（携帯電話型）

- ・携帯電話型緊急通報装置（※紛失の際には実費負担となります）

【お問い合わせ先：保健福祉課地域福祉係 566-2111】

固定電話型か携帯電話型を選択できます。

【固定電話型】緊急通報システムの使い方

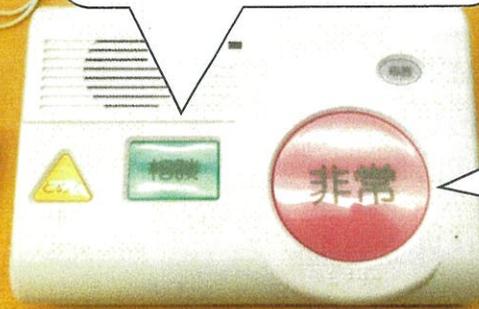
ペンダント

ランプが光るまで、長めに押します。
(2秒以上)
ランプが点滅し、
以後は非常ボタンと
同じ緊急通報にな
ります。
通信が届く距離は
本体から50mです。



相談時

相談ボタンを押すと専門の看護士による健康の相談や薬の飲み合わせなどの相談ができます。



緊急時

非常ボタンを押します。
受信センター(アイネット株式会社)につながり、
会話ができます。

※固定電話回線が必要となります。

【携帯電話型】緊急通報システムの使い方

緊急時

相談時



①引く

緊急時、または相談時には本体上部に付いているストラップ(紐)を引く。

終了時



②押し込む

ストラップ(紐)の根本のスイッチをカチッと押し込んで終了する。

充電時



③差し込む

本体にしっかりと差し込んで充電する。

※固定電話回線は必要ありません。

※月額利用料のほか、別途基本料金652円(税込)がかかります。

※緊急通報はご自宅内でのみご利用できます。

※緊急通報以外に電話をかけることはできません。